

結果の概要

少年鑑別所

1 収容状況

平成29年における全国の少年鑑別所の1日平均収容人員は464人で、前年(533人)に比べ69人(12.9%(前年に対する増減比。以下前年との比較において同じ。))減少している。男女別では、男子が425人(構成比91.6%)、女子が39人(同8.4%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりであり、減少傾向にある。

平成20年を100とした指数で見ると、同29年は、総数(男子及び女子の総数。以下総数及び男女別がある表において同じ。)が47(男子48、女子が38)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区 分	平成20年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
人員	総数	986	954	895	861	830	762	683	613	533	464
	男	882	853	800	775	750	689	621	565	491	425
	女	104	101	95	86	80	73	62	48	42	39
指数	総数	100	97	91	87	84	77	69	62	54	47
	男	100	97	91	88	85	78	70	64	56	48
	女	100	97	91	83	77	70	60	46	40	38

(注) 1 統計表中の指数は小数第1位、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入している。したがって、合計とその内訳は一致しない場合がある(以下この結果の概要において同じ。)

2 少年鑑別所の統計表(以下記載を省略。)の1表(少年矯正統計のインターネットによる公表ページにおける統計表番号「17-00-01」。以下統計表番号のみ記載。)参照

2 新収容人員

平成29年における新収容人員は7,109人で、前年(8,056人)に比べ947人(11.8%)減少している。男女別では、男子が6,500人(構成比91.4%)、女子が609人(同8.6%)となっている。

最近10年間の新収容人員の推移は、第2表のとおりであり、減少傾向にある。

平成20年を100とした指数で見ると、同29年は、総数が47(男子が48、女子が38)となっている。

第2表 新収容人員の推移

区 分	平成20年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
人員	総数	15,098	14,565	13,639	13,189	12,547	11,491	10,194	9,132	8,056	7,109
	男	13,504	13,026	12,189	11,834	11,366	10,382	9,251	8,413	7,397	6,500
	女	1,594	1,539	1,450	1,355	1,181	1,109	943	719	659	609
指数	総数	100	96	90	87	83	76	68	60	53	47
	男	100	96	90	88	84	77	69	62	55	48
	女	100	97	91	85	74	70	59	45	41	38

(注) 1 新収容人員とは、調査年において本来の観護の措置、勾留に代わる観護の措置、勾留、鑑別のための少年鑑別所への収容又はその他(引致状等による入所)により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含んでいない(用語の解説参照)。

2 1表(17-00-01)参照

3 新収容者の年齢

平成29年における新収容者の人員は6,756人で、前年(7,770人)に比べ1,014人(13.1%)減少している。男女別では、男子が6,187人(構成比91.6%)、女子が569人(同8.4%)である。

新収容者の年齢別人員及び構成比は、第3表のとおりである。調査年(平成29年)の新収容者総数に対する年齢別構成比は、総数では19歳が23.6%と最も高く、次いで17歳が20.5%、18歳が20.2%の順となっている。

これを男女別に見ると、男子は19歳の24.1%、18歳の20.6%に次いで、17歳が20.5%の順となっている。

女子は16歳の20.9%、17歳の20.6%に次いで、19歳が17.9%の順となっている。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比

区分	総数	年少			中間			年長					
		少年	13歳以下	14歳	15歳	少年	16歳	17歳	少年	18歳	19歳	20歳以上	
人員	総数	6,756	1,135	79	380	676	2,599	1,211	1,388	3,022	1,363	1,595	64
	男	6,187	997	67	340	590	2,363	1,092	1,271	2,827	1,275	1,493	59
	女	569	138	12	40	86	236	119	117	195	88	102	5
構成比	総数	100.0	16.8	1.2	5.6	10.0	38.5	17.9	20.5	44.7	20.2	23.6	0.9
	男	100.0	16.1	1.1	5.5	9.5	38.2	17.6	20.5	45.7	20.6	24.1	1.0
	女	100.0	24.3	2.1	7.0	15.1	41.5	20.9	20.6	34.3	15.5	17.9	0.9
前年の構成比	100.0	19.9	1.3	7.0	11.7	37.7	17.0	20.8	42.4	19.4	22.3	0.7	

(注) 1 新収容者とは、少年鑑別所送致の決定により入所した者で、かつ、調査年において逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう(用語の解説参照)。

2 前年の構成比とは、前年(平成28年)の総数に対する構成比である(以下この結果の概要において同じ。)

3 6表(17-00-06)参照

4 新収容者の非行名

平成29年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第4表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が79.4%、特別法犯が17.3%、ぐ犯が3.3%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、最も高いものから窃盗(31.6%)、傷害(17.6%)、道路交通法違反(9.7%)の順となっている。さらに、それぞれの内訳を男女別で見ると、男女ともに窃盗(男子32.0%、女子27.4%)が最も多く、次いで傷害(男子18.0%、女子13.4%)の順となっている。第3位以降は、男子は道路交通法違反(10.3%)、詐欺(7.8%)であり、女子はぐ犯(13.0%)、詐欺(8.4%)の順となっている。

第4表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比		男	構成比		女	構成比	
総 数	6,756	100.0	(100.0)	6,187	100.0		569	100.0	
刑 法 犯	5,362	79.4	(79.3)	4,965	80.2		397	69.8	
公務執行妨害	56	0.8	(0.8)	55	0.9		1	0.2	
放 火	36	0.5	(0.4)	29	0.5		7	1.2	
住 居 侵 入	122	1.8	(1.9)	115	1.9		7	1.2	
強制わいせつ・強制性交等	276	4.1	(4.7)	276	4.5		-	-	
殺 人	28	0.4	(0.4)	24	0.4		4	0.7	
傷 害	1,188	17.6	(18.4)	1,112	18.0		76	13.4	
過失運転致死傷	114	1.7	(1.3)	109	1.8		5	0.9	
窃 盗	2,134	31.6	(32.4)	1,978	32.0		156	27.4	
強 盗	144	2.1	(3.0)	140	2.3		4	0.7	
詐 欺	529	7.8	(6.2)	481	7.8		48	8.4	
恐 喝	315	4.7	(3.9)	268	4.3		47	8.3	
暴力行為等処罰に関する法律	52	0.8	(1.0)	45	0.7		7	1.2	
そ の 他	368	5.4	(5.0)	333	5.4		35	6.2	
特 別 法 犯	1,172	17.3	(17.4)	1,074	17.4		98	17.2	
覚せい剤取締法	81	1.2	(1.4)	38	0.6		43	7.6	
道路交通法	656	9.7	(10.2)	640	10.3		16	2.8	
毒物及び劇物取締法	4	0.1	(0.1)	4	0.1		-	-	
そ の 他	431	6.4	(5.8)	392	6.3		39	6.9	
ぐ 犯	222	3.3	(3.3)	148	2.4		74	13.0	

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 ()内の数は、前年の構成比である。

3 7表(17-00-07)から9表(17-00-09)まで参照

5 新収容者の入所回数

平成29年における新収容者の入所回数別人員及び構成比は、第5表のとおりである。初入者と再入者(今回の入所を含めて入所2回以上の者)を構成比で見ると、初入者が68.3%、再入者が31.7%である。

第5表 新収容者の入所回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回	5回以上
人 員	6,756	4,612	1,301	542	195	106
(構成比)	(100.0)	(68.3)	(19.3)	(8.0)	(2.9)	(1.6)
前年の構成比	100.0	67.6	20.5	7.5	2.6	1.7

(注) 12表(17-00-12)参照

6 新収容者の非行時の身上

平成29年における新収容者の非行時の身上は、第6表のとおりである。総数について、非行時の身上に該当のある者と該当のない者それぞれの構成比を見ると、該当ありが30.4%、該当なしが69.3%となっている。男女別では、該当ありの男子が31.5%、女子が18.5%、該当なしの男子が68.2%、女子が80.8%となっている。

次に、非行時の身上に該当のある者（総数）の内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中（19.4%）、2号観察中（8.7%）の順で高く、該当のある者の中で保護観察中が9割以上を占めている。

第6表 新収容者の非行時の身上及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	6,756	100.0 (100.0)	6,187	100.0	569	100.0
該当あり	2,056	30.4 (30.4)	1,951	31.5	105	18.5
1号観察中	1,311	19.4 (19.6)	1,250	20.2	61	10.7
2号観察中	586	8.7 (8.7)	565	9.1	21	3.7
試験観察中	31	0.5 (0.4)	28	0.5	3	0.5
補導委託 在宅	102	1.5 (1.3)	89	1.4	13	2.3
刑執行猶予中	-	- (0.0)	-	-	-	-
施設在所中	26	0.4 (0.4)	19	0.3	7	1.2
該当なし	4,682	69.3 (69.5)	4,222	68.2	460	80.8
不詳	18	0.3 (0.1)	14	0.2	4	0.7

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 13表(17-00-13)参照

7 新収容者の居住状況

平成29年における新収容者の居住状況別人員及び構成比は、第7表のとおりである。総数についてその構成比を見ると、非行時に家族と居住していた者が79.6%と最も高く、次いでアパート・下宿・間借り・寮が6.8%、知人宅が2.6%の順となっている。

次に、男女別にその構成比を見ると、男女ともに家族と居住（男子80.9%、女子65.4%）が最も高い点では共通しているものの、女子の特徴として、男子に比べて家族と居住していた割合が15.5ポイント低くなっている。その一方で、アパート・下宿・間借り・寮が8.3%（男子6.7%）、知人宅が6.5%（男子2.2%）、不定が4.7%（男子2.2%）、施設が4.4%（男子1.8%）、同棲が4.2%（男子2.2%）など、他の割合が男子より比較的高くなっている。

第7表 新収容者の居住状況別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	6,756	100.0 (100.0)	6,187	100.0	569	100.0
家族と居住	5,376	79.6 (80.1)	5,004	80.9	372	65.4
同棲	159	2.4 (2.5)	135	2.2	24	4.2
アパート・下宿・間借り・寮	462	6.8 (6.1)	415	6.7	47	8.3
住込み	45	0.7 (0.5)	44	0.7	1	0.2
作業員宿舎	19	0.3 (0.2)	18	0.3	1	0.2
知人宅	176	2.6 (2.7)	139	2.2	37	6.5
施設	135	2.0 (2.2)	110	1.8	25	4.4
不良者の居所	33	0.5 (0.5)	25	0.4	8	1.4
浮浪	102	1.5 (1.6)	89	1.4	13	2.3
旅館・ホテル	17	0.3 (0.1)	13	0.2	4	0.7
不定	163	2.4 (2.5)	136	2.2	27	4.7
その他	38	0.6 (0.6)	35	0.6	3	0.5
不詳	31	0.5 (0.4)	24	0.4	7	1.2

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表(17-00-17)参照

8 新収容者の非行名別不良集団関係

平成29年における新収容者の非行名別不良集団関係の構成比は、第8表のとおりである。非行時における不良集団との関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者が35.7%、関係のない者が61.9%となっている。なお、非行名別構成比を高いものから並べると、不良集団関係ありの者は、窃盗（34.2%）、道路交通法（18.1%）、傷害（17.2%）の順であるが、不良集団関係なしの者は、窃盗（30.2%）に次いで傷害（17.9%）、詐欺（9.1%）となっている。

また、非行名ごとに不良集団関係の有無の構成比を見ると、ほとんどが不良集団関係ありの者がなしの者の比率を下回っているものの、公務執行妨害（あり60.7%、なし39.3%）、強盗（あり54.2%、なし44.4%）、道路交通法違反（あり66.5%、なし33.2%）においては、その傾向が逆転している。

第8表 新収容者の非行名別不良集団関係の構成比

非 行 名	総数	あ り						な し	不詳	
			不良生徒・ 学生集団	地域不良 集 団	暴走族	暴力団				
総 数	100.0 [6,756]	35.7 [2,412]	7.3 [496]	23.1 [1,563]	3.9 [262]	1.3 [91]	61.9 [4,181]	2.4 [163]		
		(100.0)					(100.0)			
刑 法 犯	100.0	(74.3)	33.4	7.8	21.7	2.8	1.2	(82.1)	64.0	2.5
公務執行妨害	100.0	(1.4)	60.7	7.1	41.1	10.7	1.8	(0.5)	39.3	-
放火	100.0	(0.1)	5.6	-	5.6	-	-	(0.8)	94.4	-
住居侵入	100.0	(1.1)	22.1	9.8	9.8	1.6	0.8	(2.2)	76.2	1.6
強制わいせつ・強制性交等	100.0	(0.8)	6.9	3.6	2.9	0.4	-	(6.1)	92.8	0.4
殺人	100.0	(-)	-	-	-	-	-	(0.7)	100.0	-
傷害	100.0	(17.2)	35.0	8.2	22.8	3.5	0.5	(17.9)	63.0	2.0
過失運転致死傷	100.0	(1.5)	32.5	1.8	26.3	3.5	0.9	(1.7)	62.3	5.3
窃盗	100.0	(34.2)	38.7	10.2	25.5	2.1	0.9	(30.2)	59.1	2.2
強盗	100.0	(3.2)	54.2	7.6	36.8	6.3	3.5	(1.5)	44.4	1.4
詐欺	100.0	(4.9)	22.3	1.3	15.7	2.1	3.2	(9.1)	71.8	5.9
恐喝	100.0	(5.2)	40.0	7.0	24.8	5.7	2.5	(4.3)	56.8	3.2
暴力行為等処罰に関する法律	100.0	(0.6)	28.8	9.6	17.3	1.9	-	(0.9)	71.2	-
その他	100.0	(3.9)	25.8	7.9	13.0	3.3	1.6	(6.2)	70.7	3.5
特 別 法 犯	100.0	(23.2)	47.8	4.7	31.7	9.3	2.1	(14.1)	50.3	2.0
覚せい剤取締法	100.0	(1.2)	37.0	3.7	14.8	4.9	13.6	(1.1)	59.3	3.7
道路交通法	100.0	(18.1)	66.5	6.4	43.8	15.5	0.8	(5.2)	33.2	0.3
毒物及び劇物取締法	100.0	(0.0)	25.0	-	25.0	-	-	(0.0)	50.0	25.0
その他	100.0	(3.9)	21.6	2.3	16.5	0.7	2.1	(7.7)	74.5	3.9
ぐ 犯	100.0	(2.4)	26.6	10.8	14.0	1.4	0.5	(3.8)	71.6	1.8
前年の構成比	100.0		36.6	7.9	22.4	5.1	1.2		61.2	2.2

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 []内の数は実人員であり、()内の数は不良集団に関係のある者又は関係のない者の非行名別構成比である。

3 21表(17-00-21)参照

9 新収容者の薬物等使用関係

平成29年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時に薬物等を使用していた者（第9表中の「あり」）は8.0%、使用していない者（同「なし」）は91.0%となっている。また、男女別に使用していた者の構成比を見ると、男子は7.4%、女子は14.4%となっており、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。

さらに、薬物等を使用していた者について、使用薬物等の種類別にその構成比を高いものから順に並べると、男子は大麻が4.7%、覚せい剤が0.9%、麻薬・あへんが0.6%となっているが、女子は覚せい剤が8.3%、大麻が4.0%、有機溶剤が0.5%となっており、覚せい剤が高率となっている。

第9表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	6,756	100.0	(100.0)	6,187	100.0	569	100.0
あ	り	541	8.0	(6.8)	459	7.4	82	14.4
麻	薬・あへん	37	0.5	(0.4)	36	0.6	1	0.2
大	麻	311	4.6	(2.9)	288	4.7	23	4.0
覚	せい剤	104	1.5	(1.8)	57	0.9	47	8.3
有	機溶剤	26	0.4	(0.5)	23	0.4	3	0.5
指	定薬物	4	0.1	(0.2)	4	0.1	-	-
そ	の他	59	0.9	(1.0)	51	0.8	8	1.4
な	し	6,145	91.0	(92.3)	5,665	91.6	480	84.4
不	詳	70	1.0	(0.8)	63	1.0	7	1.2

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 21表(17-00-21)参照

10 新収容者の鑑別判定別審判決定等

平成29年における新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比は、第10表のとおりである。鑑別判定別の構成比を見ると、少年院送致が52.6%と最も高く、次いで在宅保護のうち保護観察（以下本項において「保護観察」という。）が32.2%となっている。また、審判決定等別の構成比を総数で見ると、保護観察が35.8%と最も高く、次いで少年院送致が31.9%、試験観察が15.8%の順となっている。

さらに、鑑別判定と審判決定等との一致率を見ると、保護観察が79.3%と最も高く、次いで児童自立支援施設・児童養護施設送致が67.0%、少年院送致が58.4%の順となっている。

第10表 新収容者の鑑別判定別審判決定等の人員及び構成比

鑑別判定		審判決定等	総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	その他
				保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致						
人員	総数		6,756	2,421	154	2,152	40	126	69	727	1,066	1
	保護不要		33	22	-	1	-	2	2	1	5	-
	在宅保護	保護観察 その他	2,173	1,723	2	34	9	2	24	67	312	-
	少年院送致		34	8	1	-	17	-	-	1	7	-
	児童自立支援施設・児童養護施設送致		3,552	630	25	2,076	3	18	21	75	704	-
	保護不適	検察官送致 その他	185	13	124	5	11	-	-	5	27	-
	留了		60	7	-	8	-	35	5	5	-	-
	判定未了		6	-	-	3	-	-	-	2	1	-
	その他		132	13	-	12	-	13	3	85	6	-
			518	2	1	2	-	21	7	481	3	1
		63	3	1	11	-	35	7	5	1	-	
構成比	総数	(100.0)	100.0	35.8	2.3	31.9	0.6	1.9	1.0	10.8	15.8	0.0
	保護不要	(0.5)	100.0	66.7	-	3.0	-	6.1	6.1	3.0	15.2	-
	在宅保護	(32.2)	100.0	79.3	0.1	1.6	0.4	0.1	1.1	3.1	14.4	-
	少年院送致		(0.5)	100.0	23.5	2.9	-	50.0	-	-	2.9	20.6
	児童自立支援施設・児童養護施設送致	(52.6)	100.0	17.7	0.7	58.4	0.1	0.5	0.6	2.1	19.8	-
	保護不適	(0.9)	100.0	11.7	-	13.3	-	58.3	8.3	8.3	-	-
	留了		(0.1)	100.0	-	-	50.0	-	-	-	33.3	16.7
	判定未了	(2.0)	100.0	9.8	-	9.1	-	9.8	2.3	64.4	4.5	-
	その他	(7.7)	100.0	0.4	0.2	0.4	-	4.1	1.4	92.9	0.6	0.2
		(0.9)	100.0	4.8	1.6	17.5	-	55.6	11.1	7.9	1.6	-

(注) 1 ()内の数は、鑑別判定別の構成比である。

2 28表(17-00-28)参照

11 鑑別の受付人員及び終了人員

平成29年における鑑別の受付人員は15,854人であった。このうち、鑑別の終了人員は受付人員の90.0%に当たる14,266人であった。

第11表 鑑別の受付人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等			
人員 (構成比)	15,854 (100.0)	8,083 (51.0)	7,705 (48.6)	378 (2.4)	0 (-)	5,636 (35.5)	1,657 (10.5)	3,945 (24.9)	34 (0.2)	2,135 (13.5)

(注) 3表(17-00-03)参照

第12表 鑑別の終了人員の構成比

区分	総数	家庭裁判所関係			法務省・厚生労働省関係				少年院の指定に係る鑑別	
		自所収容者	在宅者	その他	矯正施設	保護観察所等	児童自立支援施設等			
人員 (構成比)	14,266 (100.0)	6,489 (45.5)	6,114 (42.9)	375 (2.6)	0 (-)	5,626 (39.4)	1,665 (11.7)	3,926 (27.5)	35 (0.2)	2,151 (15.1)

(注) 3表(17-00-03)参照

12 退所者の退所事由別人員

平成29年における退所者(逃走及び施設間の移送を除く。)は7,161人で、前年(8,230人)に比べ1,069人(13.0%)減少している。これを男女別に見ると、男子が6,538(構成比91.3%)、女子が623人(同8.7%)となっている。

退所者の退所事由別人員及び構成比は、第13表のとおりである。総数について見ると、保護観察が2,421人と最も多く、次いで少年院送致が2,154人、試験観察が1,066人の順となっている。

第13表 退所者の退所事由別人員及び構成比

区分	総数	保護処分			知事・児童相談所長送致	検察官送致	審判不開始・不処分	観護措置の取消し	試験観察	鑑別のための少年鑑別所への収容の終了	仮収容の終了	その他
		保護観察	児童自立支援施設・児童養護施設送致	少年院送致								
人員	7,161	2,421	154	2,154	40	126	69	727	1,066	100	46	258
男	6,538	2,218	125	2,005	33	121	62	664	959	87	39	225
女	623	203	29	149	7	5	7	63	107	13	7	33
(構成比)	(100.0)	(33.8)	(2.2)	(30.1)	(0.6)	(1.8)	(1.0)	(10.2)	(14.9)	(1.4)	(0.6)	(3.6)
前年の構成比	100.0	34.9	2.1	31.2	0.5	1.5	1.1	9.8	13.2	1.1	0.7	3.8

(注) 1表(17-00-01)参照

少年院

1 収容状況

平成29年における全国の少年院の1日平均収容人員は2,187人で、前年(2,462人)に比べ275人(11.2%)減少している。男女別では、男子が2,005人(構成比91.7%)、女子が183人(同8.4%)となっている。

最近10年間の1日平均収容人員の推移は、第1表のとおりである。これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成20年を100とした指数で見ると、同29年は総数が63(男子65、女子47)となっている。

第1表 1日平均収容人員の推移

区分	平成20年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
人員	総数	3,474	3,579	3,410	3,191	3,211	3,054	2,803	2,633	2,462	2,187
	男	3,083	3,183	3,056	2,866	2,906	2,769	2,543	2,411	2,260	2,005
	女	391	396	354	326	305	286	260	221	202	183
指数	総数	100	103	98	92	92	88	81	76	71	63
	男	100	103	99	93	94	90	82	78	73	65
	女	100	101	91	83	78	73	66	57	52	47

(注) 少年院の統計表(以下記載を省略。)の1表(17-00-01)参照

2 新収容者の人員

平成29年における新収容者の人員は2,147人で、前年(2,563人)に比べ416人(16.2%)減少している。男女別では、男子が1,999人(構成比93.1%)、女子が148人(同6.9%)となっている。

最近10年間の新収容者の人員の推移は、第2表のとおりであり、これを総数で見ると、減少傾向にある。

平成20年を100とした指数で見ると、同29年は、総数が54(男子が56、女子が38)となっている。

第2表 新収容者の人員の推移

区分	平成20年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
人員	総数	3,971	3,962	3,619	3,486	3,498	3,193	2,872	2,743	2,563	2,147
	男	3,583	3,544	3,285	3,157	3,206	2,915	2,653	2,538	2,369	1,999
	女	388	418	334	329	292	278	219	205	194	148
指数	総数	100	100	91	88	88	80	72	69	65	54
	男	100	99	92	88	89	81	74	71	66	56
	女	100	108	86	85	75	72	56	53	50	38

(注) 1 新収容者とは、調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう(用語の解説参照)。

2 4表(17-00-04)参照

3 新収容者の年齢

平成29年における新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）は、第3表のとおりである。新収容者総数（2,147人）について年齢別構成比を見ると、19歳が26.9%と最も高く、次いで18歳が23.6%となっている。また、男女別で年齢別構成比の高い順に挙げると、男子は19歳（27.5%）、18歳（23.8%）、17歳（20.7%）の順であるが、女子は17歳（23.0%）に次いで18歳（20.9%）、19歳（18.2%）となっている。

次に、矯正教育課程ごとに男女の年齢別構成比を見ると、SE・SA対象者では男子は年長少年（44.4%）、女子は中間少年（42.9%）が最も高く、SE・SA対象者以外においても同様に、男子は年長少年（52.9%）、女子は中間少年（40.2%）が上位である。

第3表 新収容者の年齢別人員及び構成比（矯正教育課程別）

区 分	総 数	年 少 年			中 間 少 年			年 長 少 年					
		13歳以下	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	20歳以上				
人 員	総 数	2,147	253	3	77	173	809	361	448	1,085	506	577	2
	男 女	1,999 148	223 30	3 -	72 5	148 25	749 60	335 26	414 34	1,027 58	475 31	550 27	2 -
構 成 比	総 数	100.0	11.8	0.1	3.6	8.1	37.7	16.8	20.9	50.5	23.6	26.9	0.1
	男 女	100.0 100.0	11.2 20.3	0.2 -	3.6 3.4	7.4 16.9	37.5 40.5	16.8 17.6	20.7 23.0	51.4 39.2	23.8 20.9	27.5 18.2	0.1 -
	前年の構成比	100.0	14.7	0.3	4.1	10.3	37.7	16.9	20.8	47.6	22.3	25.2	0.1
	矯正教育課程												
比	SE・SA対象者	100.0	11.9	-	2.0	9.9	43.8	18.4	25.4	44.4	21.2	22.9	0.3
	男 女	100.0	19.0	-	-	19.0	42.9	14.3	28.6	38.1	23.8	14.3	-
	SE・SA対象者以外	100.0	11.0	0.2	4.0	6.9	36.1	16.4	19.7	52.9	24.3	28.5	0.1
	男 女	100.0	20.5	-	3.9	16.5	40.2	18.1	22.0	39.4	20.5	18.9	-

（注）1 SE・SA対象者とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）又は短期社会適応課程（SA）の対象者である。

2 SE・SA対象者以外とは、矯正教育課程の短期義務教育課程（SE）及び短期社会適応課程（SA）以外の対象者である。

3 20表（17-00-20）参照

4 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程等

平成29年における新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比は、第4表のとおりである。少年院の種類別構成比を見ると、第1種が95.9%と最も高く、次いで第2種が2.3%、第3種が1.8%となっている。

矯正教育課程別構成比では、SE・SA対象者以外が82.5%を占めており、SE・SA対象者は17.5%である。

第4表 新収容者の少年院の種類及び矯正教育課程別人員・構成比

種類		総数	第1種	第2種	第3種
矯正教育課程					
総	数	2,147	2,059	49	39
		(100.0)	(95.9)	(2.3)	(1.8)
SE・SA対象者		375	375	-	-
SE・SA対象者以外		1,772	1,684	49	39
前年の構成比		100.0	95.6	2.3	2.1

(注) 1 ()内の数は、新収容者総数(2,147名)に対する構成比である。

2 7表(17-00-7)参照

5 新収容者の非行名

平成29年における新収容者の非行名別人員及び構成比は、第5表のとおりである。総数の構成比を刑法犯、特別法犯、ぐ犯の別で見ると、刑法犯が84.3%、特別法犯が12.9%、ぐ犯が2.8%となっている。

次に、総数の非行名別構成比を見ると、高いものから順に窃盗(34.6%)、傷害(17.0%)、詐欺(8.8%)、道路交通法違反(6.9%)となっている。これを男女別で見ると、構成比の高いものから順に男子は窃盗(35.5%)、傷害(17.1%)、詐欺(8.9%)、道路交通法違反(7.3%)、女子は窃盗(22.3%)、覚せい剤取締法違反(16.9%)、傷害(16.2%)、ぐ犯(15.5%)となっている。

第5表 新収容者の非行名別人員及び構成比

非 行 名	総数	構成比		男	構成比		女	構成比	
総 数	2,147	100.0	(100.0)	1,999	100.0		148	100.0	
刑 法 犯	1,809	84.3	(82.5)	1,717	85.9		92	62.2	
公務執行妨害	12	0.6	(0.4)	12	0.6		-	-	
放火	20	0.9	(0.5)	18	0.9		2	1.4	
住居侵入	25	1.2	(0.7)	24	1.2		1	0.7	
強制わいせつ・強制性交等	112	5.2	(6.1)	112	5.6		-	-	
殺人	13	0.6	(0.7)	11	0.6		2	1.4	
傷害	366	17.0	(18.2)	342	17.1		24	16.2	
過失運転致死傷	49	2.3	(2.2)	48	2.4		1	0.7	
窃盗	743	34.6	(31.9)	710	35.5		33	22.3	
強盗	87	4.1	(5.2)	84	4.2		3	2.0	
詐欺	189	8.8	(8.3)	178	8.9		11	7.4	
恐喝	108	5.0	(4.4)	101	5.1		7	4.7	
暴力行為等処罰に関する法律	12	0.6	(0.6)	10	0.5		2	1.4	
その他	73	3.4	(3.2)	67	3.4		6	4.1	
特 別 法 犯	277	12.9	(14.8)	244	12.2		33	22.3	
覚せい剤取締法	48	2.2	(2.7)	23	1.2		25	16.9	
道路交通法	148	6.9	(8.2)	145	7.3		3	2.0	
毒物及び劇物取締法	1	0.0	(0.1)	1	0.1		-	-	
その他	80	3.7	(3.8)	75	3.8		5	3.4	
ぐ 犯	61	2.8	(2.7)	38	1.9		23	15.5	

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷，強制性交等致死傷を，「傷害」には傷害致死及び暴行を，「強盗」には強盗致死傷，強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 ()内の数は，前年の構成比である。

3 4表(17-00-04)参照

6 新収容者の入院回数

平成29年における新収容者の入院回数別人員及び構成比は，第6表のとおりである。初入者と再入者(今回の入院を含めて入院2回以上の者)を構成比で見ると，初入者が80.7%，再入者が19.3%となっている。

第6表 新収容者の入院回数別人員及び構成比

区 分	総数	初回	2回	3回	4回以上
人 員	2,147	1,733	356	54	4
(構 成 比)	(100.0)	(80.7)	(16.6)	(2.5)	(0.2)
前年の構成比	100.0	80.5	16.3	3.0	0.2

(注) 21表(17-00-21)参照。なお，同表は少年院新収容者の少年院送致歴を計上しているのので，今回の入院を除いた入院回数となるが，本表では今回の入院を含めた入院回数を計上している。

7 新収容者の薬物等使用関係

平成29年における新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比は、第7表のとおりである。まず総数の構成比について見ると、非行時に薬物等を使用していた者（表中の「あり」）12.7%、使用していない者（同「なし」）86.9%となっている。さらに、使用していた者（12.7%）について、その使用薬物等の構成比で見ると、高いものから順に大麻（6.5%）、覚せい剤（3.2%）、同じ構成比で麻薬・あへん（0.7%）、有機溶剤（0.7%）となっている。

次に、使用していた者の構成比を男女別で見ると、男子が11.5%であるのに対し、女子が29.1%であり、男子に比べて女子の使用率が高くなっている。さらに、使用薬物等の種類別構成比の高い順に挙げると、男子は大麻（6.6%）、覚せい剤（2.0%）、麻薬・あへん（0.8%）の順となっている。これに対し、女子は覚せい剤が最も高く（19.6%）、次いで大麻（5.4%）、有機溶剤（0.7%）の順となっており、男子に比べ女子は覚せい剤が高率となっている。

第7表 新収容者の薬物等使用関係別人員及び構成比

区	分	総数	構成比		男	構成比	女	構成比
総	数	2,147	100.0	(100.0)	1,999	100.0	148	100.0
あ	り	272	12.7	(11.7)	229	11.5	43	29.1
	麻薬・あへん	16	0.7	(0.4)	16	0.8	-	-
	大麻	140	6.5	(4.1)	132	6.6	8	5.4
	覚せい剤	68	3.2	(3.7)	39	2.0	29	19.6
	有機溶剤	15	0.7	(0.9)	14	0.7	1	0.7
	指定薬物	2	0.1	(0.5)	2	0.1	-	-
	その他	31	1.4	(2.0)	26	1.3	5	3.4
な	し	1,866	86.9	(88.0)	1,761	88.1	105	70.9
不	詳	9	0.4	(0.4)	9	0.5	-	-

（注）1 （ ）内の数は、前年の構成比である。

2 10表（17-00-10）参照

8 新収容者の共犯関係

平成29年における新収容者の共犯関係別人員及び構成比は、第8表のとおりである。共犯関係の有無について総数の構成比を見ると、共犯関係がある者48.5%、共犯関係がない者47.8%となっている。また、共犯関係がある者（48.5%）の内訳を構成比の高い順から並べると、遊び仲間（33.3%）、不良集団（5.8%）、学校仲間（2.7%）となっている。

次に、共犯関係がある者の構成比を男女別に見ると、男子が49.0%、女子が41.2%となっている。また、共犯関係がある者の内訳の構成比については、男女ともに遊び仲間（男子33.9%、女子25.0%）が最も高く、次いで男子が不良集団（6.0%）、学校仲間（2.6%）、女子は学校仲間（3.4%）、不良集団（2.7%）の順となっている。

第8表 新収容者の共犯関係別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比
総数	2,147	100.0 (100.0)	1,999	100.0	148	100.0
あり	1,041	48.5 (50.5)	980	49.0	61	41.2
学校仲間	57	2.7 (3.2)	52	2.6	5	3.4
遊び仲間	714	33.3 (33.9)	677	33.9	37	25.0
職場仲間	48	2.2 (1.7)	46	2.3	2	1.4
施設仲間	11	0.5 (0.5)	10	0.5	1	0.7
親族	18	0.8 (0.8)	15	0.8	3	2.0
行きずり	18	0.8 (0.4)	16	0.8	2	1.4
不良集団	124	5.8 (7.4)	120	6.0	4	2.7
その他	51	2.4 (2.6)	44	2.2	7	4.7
なし	1,027	47.8 (47.0)	941	47.1	86	58.1
不詳	79	3.7 (2.5)	78	3.9	1	0.7

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 17表(17-00-17)参照

9 新収容者の非行時の身上

平成29年における新収容者の非行時の身上別人員及び構成比は、第9表のとおりである。総数の構成比を見ると、非行時の身上に該当のある者58.5%、該当のない者41.5%となっている。また、該当のある者(58.5%)について、その内訳ごとの構成比を見ると、1号観察中が37.6%と最も高く、次いで2号観察中が15.7%、試験観察中が4.8%の順となっている。

次に、男女別に構成比を見ると、男子は総数同様、該当のある者(59.6%)が該当のない者(40.4%)を上回っているが、女子は該当のない者(55.4%)が該当のある者(44.6%)を上回っている。

第9表 新収容者の非行時の身上別人員及び構成比

区分	総数	構成比	男	構成比	女	構成比	
総数	2,147	100.0 (100.0)	1,999	100.0	148	100.0	
該当あり	1,257	58.5 (54.6)	1,191	59.6	66	44.6	
1号観察中	808	37.6 (34.5)	773	38.7	35	23.6	
2号観察中	338	15.7 (15.7)	321	16.1	17	11.5	
試験観察中	補導委託	23	1.1 (0.9)	20	1.0	3	2.0
	在宅	80	3.7 (3.1)	72	3.6	8	5.4
刑執行猶予中	-	- (-)	-	-	-	-	
施設在所中	8	0.4 (0.4)	5	0.3	3	2.0	
該当なし	890	41.5 (45.4)	808	40.4	82	55.4	
不詳	-	- (-)	-	-	-	-	

(注) 1 () 内の数は、前年の構成比である。

2 12表(17-00-12)参照

10 新収容者の非行時の職業

平成29年における新収容者の非行時の職業別人員及び構成比は、第10表のとおりである。これを構成比で見ると、有職者が全体の44.7%、無職者のうち、学生・生徒以外の者が29.4%、学生・生徒が25.9%となっている。

次に、有職者の内訳を構成比で見ると、建設・採掘が29.8%で最も高く、次いでサービス職業（接客関係）が3.7%となっている。

第10表 新収容者の非行時の職業別人員及び構成比

区分	総数	事務	販売	サービス職業			農林 漁業	輸送 ・ 機械運転	生産 工程	建設・ 採掘	運搬・ 清掃・ 包装等	その 他の 職業	無職者		不詳
				調理 関係	接客 関係	その他							学生 ・ 生徒	その他	
総数	2147	2	15	20	79	39	10	11	58	639	43	43	555	631	2
(構成比)	(100.0)	(0.1)	(0.7)	(0.9)	(3.7)	(1.8)	(0.5)	(0.5)	(2.7)	(29.8)	(2.0)	(2.0)	(25.9)	(29.4)	(0.1)
前年の構成比	100.0	0.1	0.9	1.1	4.4	1.2	0.3	0.2	2.1	27.8	1.7	2.5	26.9	30.8	-

(注) 26表(17-00-26)参照

11 新収容者の教育程度

平成29年における新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比は、第11表のとおりである。総数について構成比を見ると、高等学校中退が最も高く37.4%、次いで中学校卒業が28.5%となっている。また、中学校在学中の者の占める割合は8.1%、高等学校在学中の者の占める割合は18.0%となっている。

次に、矯正教育課程ごとに教育程度別の構成比を見ると、最終学歴が中学校である者の割合は、SE・SA対象者以外の者がSE・SA対象者より高く(SE・SA対象者31.2%、SE・SA対象者以外38.1%)、最終学歴が高等学校である者の割合はSE・SA対象者がSE・SA対象者以外の者より高くなっている(SE・SA対象者65.9%、SE・SA対象者以外59.7%)。

第11表 新収容者の矯正教育課程別教育程度の構成比

教育程度 矯正教育課程	総数	中学校					高等 学校					その他
		在学	卒業	その他	不詳	在学	中退	卒業	不詳			
総数	100.0 (2,147)	36.9 (792)	8.1 (174)	28.5 (612)	0.3 (6)	- (-)	60.8 (1,305)	18.0 (387)	37.4 (803)	5.4 (115)	- (-)	2.3 (50)
男	100.0	36.8	7.7	28.8	0.3	-	60.8	17.9	37.5	5.5	-	2.4
女	100.0	38.5	13.5	24.3	0.7	-	60.1	20.3	35.8	4.1	-	1.4
前年の構成比	100.0	38.6	9.6	28.9	0.1	-	59.5	18.5	36.8	4.2	-	2.0
SE・SA対象者	100.0	31.2	7.7	23.5	-	-	65.9	22.7	35.2	8.0	-	2.9
SE・SA対象者以外	100.0	38.1	8.2	29.6	0.3	-	59.7	17.0	37.9	4.8	-	2.2

(注) 1 ()内の数は、実人員である。

2 24表(17-00-24)参照

12 新収容者の不良集団関係

平成29年における新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比は、第12表のとおりである。非行時における不良集団関係の有無について、総数の構成比を見ると、関係のある者42.5%、関係のない者55.8%となっている。不良集団に関係のある者についてその内訳を見ると、地域不良集団が29.3%と最も高く、次いで不良生徒・学生集団が5.7%、暴走族が5.2%となっている。

次に、矯正教育課程別に不良集団に関係のある者の構成比を見ると、SE・SA対象者が41.9%、SE・SA対象者以外が42.6%となっている。

なお、保護者別の実数については、実父母675人、実父188人、実母912人、実父義母43人、義父実母214人、養父(母)21人、その他86人、なし8人となっている。

第12表 新収容者の矯正教育課程及び保護者別不良集団関係の構成比

矯正教育課程・保護者		不良集団					なし	不詳	
		総数	あり	不良生徒・学生集団	地域不良集団	暴走族			暴力団
矯正教育課程	総数	100.0 (2,147)	42.5 (912)	5.7 (123)	29.3 (628)	5.2 (111)	2.3 (50)	55.8 (1,197)	1.8 (38)
	SE・SA対象者	100.0	41.9	8.5	28.0	4.5	0.8	55.7	2.4
	SE・SA対象者以外	100.0	42.6	5.1	29.5	5.3	2.7	55.8	1.6
前年の構成比		100.0	45.1	5.5	30.4	7.3	2.0	52.9	2.0
保護者	実父母	100.0	40.9	5.8	26.4	5.8	3.0	57.5	1.6
	実父	100.0	39.4	5.9	27.1	3.7	2.7	59.0	1.6
	実母	100.0	44.4	5.6	31.7	4.8	2.3	53.6	2.0
	実父義母	100.0	34.9	2.3	32.6	-	-	65.1	-
	義父実母	100.0	43.0	5.1	29.9	7.0	0.9	55.6	1.4
	養父(母)	100.0	61.9	9.5	42.9	4.8	4.8	33.3	4.8
	その他	100.0	41.9	9.3	25.6	5.8	1.2	55.8	2.3
	なし	100.0	12.5	-	12.5	-	-	87.5	-
不詳	

(注) 1 ()内の数は、実人員である。
 2 27表(17-00-27)及び31表(17-00-31)参照
 3 平成29年は保護者不詳の該当がなかった。

13 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間

平成29年における新収容者の前回処分等は、第13表のとおりである。前回処分の有無について、総数の構成比を見ると、前回処分がある者78.2%、ない者21.8%となっている。また、前回処分がある者の前回処分別の構成比を見ると、保護観察が40.6%と最も高く、次いで審判不開始・不処分が22.1%、少年院送致が13.5%の順となっている。

さらに、それらの者の中で、前回処分後の再非行である者は93.4%に当たる1,569人であり、再非行までの期間を構成比で見ると、6月を超え1年以内の者が26.9%と最も高く、次いで3月を超え6月以内が19.9%、1月を超え3月以内及び1年を超え1年6月以内が13.3%となっている。

第13表 新収容者の前回処分及び前回処分から再非行までの期間（人員及び構成比）

区分	総数	あり	保護処分			知事・児童相談所 長送致	検察官 送致	審判不 開始・ 不処分	刑の執行・執行猶予 等	なし	不詳	
			保護 観察	児童自立 支援施設・ 児童養護 施設送致	少年院 送致							
人員	総数	2,147	1,679	872	29	290	4	8	474	2	468	-
	男	1,999	1,594	831	25	276	4	8	448	2	405	-
	女	148	85	41	4	14	-	-	26	-	63	-
構成比	総数	100.0	78.2	40.6	1.4	13.5	0.2	0.4	22.1	0.1	21.8	-
	男	100.0	79.7	41.6	1.3	13.8	0.2	0.4	22.4	0.1	20.3	-
	女	100.0	57.4	27.7	2.7	9.5	-	-	17.6	-	42.6	-
前年の構成比	100.0	76.5	37.1	1.6	12.9	0.5	0.9	23.4	0.0	23.5	-	
処分あり	<100.0>		1,679	872	29	290	4	8	474	2		
		(100.0)	(51.9)	(1.7)	(17.3)	(0.2)	(0.5)	(28.2)	(0.1)			
前回処分後の非行	<93.4>	[100.0]	1,569	821	28	281	4	5	428	2		
1月以内		[7.1]	111	62	2	12	-	-	35	-		
3月以内		[13.3]	209	132	2	31	-	2	40	2		
6月以内		[19.9]	312	158	3	63	1	-	87	-		
1年以内		[26.9]	422	214	6	83	1	2	116	-		
1年6月以内		[13.3]	208	111	2	46	-	1	48	-		
2年以内		[8.0]	126	62	2	18	1	-	43	-		
2年を超える		[11.5]	181	82	11	28	1	-	59	-		
前回処分前の非行	<6.4>		108	51	-	8	-	3	46	-		
施設在所中の非行	<0.1>		2	-	1	1	-	-	-	-		
不詳	<->		-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 1 ()内の数は、前回処分ありの者について前回処分別の構成比、< >内の数は、同じく処分ありの者について前回処分後、前回処分前、施設在所中又は不詳別の構成比、[]内の数は、前回処分後の非行について再非行までの期間別の構成比である。

2 14表(17-00-14)参照

14 新収容者の非行名別矯正教育課程等

平成29年における新収容者の非行名別矯正教育課程の人員は、第14表のとおりである。矯正教育課程別人員について、人員の多いものから順に三つ取り上げると、社会適応課程（A）が1,189人、支援教育課程（N）が449人、短期義務教育課程及び短期社会適応課程（S）が375人となっている。

これらの者について非行名の多いものを順に挙げると、社会適応課程は窃盗（395人）、傷害（208人）、詐欺（118人）、支援教育課程は窃盗（175人）、傷害（76人）、強制わいせつ・強制性交等（30人）、短期義務教育課程及び短期社会適応課程は窃盗（130人）、道路交通法違反（57人）、傷害（52人）の順となっている。

第14表 新収容者の非行名別矯正教育課程の人員

非 行 名	総数	S	S以外				
			E	A	N	D	
総 数	2,147 (100.0)	375 (17.5)	1,772 (82.5)	95 (4.4)	1,189 (55.4)	449 (20.9)	39 (1.8)
刑 法 犯	1,809	300	1,509	82	1,001	403	23
公務執行妨害	12	7	5	-	3	2	-
放火	20	2	18	1	6	10	1
住居侵入	25	3	22	-	12	10	-
強制わいせつ・強制性交等	112	12	100	14	56	30	-
殺人	13	-	13	-	6	5	2
傷害	366	52	314	22	208	76	8
過失運転致死傷	49	8	41	1	26	14	-
窃盗	743	130	613	35	395	175	8
強盗	87	15	72	3	60	8	1
詐欺	189	41	148	2	118	26	2
恐喝	108	15	93	1	71	21	-
暴力行為等処罰に関する法律	12	1	11	-	6	5	-
その他	73	14	59	3	34	21	1
特 別 法 犯	277	71	206	5	161	30	10
覚せい剤取締法	48	2	46	-	32	7	7
道路交通法	148	57	91	4	74	12	1
毒物及び劇物取締法	1	-	1	-	1	-	-
その他	80	12	68	1	54	11	2
ぐ 犯	61	4	57	8	27	16	6
前年の構成比	100.0	19.7	80.3	4.9	55.8	17.5	2.1

(注) 1 「強制わいせつ・強制性交等」には強制わいせつ致死傷、強制性交等致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「強盗」には強盗致死傷、強盗・強制性交等及び同致死を含む。

2 矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の矯正教育課程区分表」参照

3 ()内の数は、新収容者総数に対する矯正教育課程ごとの構成比である。

4 12表(17-00-12)参照

15 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等

平成29年における新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員は、第15表のとおりである。再入者414人（構成比19.3%）の構成比を見ると、前回少年院を平成27年6月以降に出院した者（構成比14.3%）が、平成27年5月以前に出院している者（構成比5.0%）を上回っている。

処遇課程・矯正教育課程等と今回の矯正教育課程を見ると、前回処遇課程・矯正教育課程等で最も多い社会適応課程（A）の者（170人）の今回の矯正教育課程は、前回の矯正教育課程と同じく社会適応課程（A）の158人が最多である。次に多い短期義務教育課程（SE）・短期社会適応課程（SA）の者（58人）の今回矯正教育課程についても社会適応課程（A）の55人が最多となっている。

第15表 新収容者の矯正教育課程別前回処遇課程等の人員

前回処遇課程・ 矯正教育課程等	今回矯正教育課程	総数	処遇課程									矯正教育課程					なし	
			S	O	G	V	E	H	P	M	SE, SA 対象者	E	A	N	D			
総	数	2,147	107	28	2	1	43	21	12	-	-	307	58	25	170	51	3	1,733
		(100.0)	(5.0)	(1.3)	(0.1)	(0.0)	(2.0)	(1.0)	(0.6)	(-)	(-)	(14.3)	(2.7)	(1.2)	(7.9)	(2.4)	(0.1)	(80.7)
SE, SA 対象者		375	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	375
E		95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	94
A		1,189	91	25	2	1	42	19	2	-	-	252	55	21	158	18	-	846
N		449	12	2	-	-	1	2	7	-	-	43	2	2	9	30	-	394
D		39	4	1	-	-	-	-	3	-	-	11	1	1	3	3	3	24

- (注) 1 処遇課程等及び矯正教育課程は、用語の解説中「少年院の処遇課程等区分表」及び「少年院の矯正教育課程区分表」参照
 2 ()内の数は、新収容者総数(2,147名)に対する構成比である。
 3 30表(17-00-30)参照

16 出院者の人員

平成29年における出院者の人員は2,475人で、前年に比べ275人（10%）減少している。これを男女別に見ると、男子が2,282人（構成比92.2%）、女子が193人（同7.8%）となっている。

また、出院事由別に見ると、退院が6人（構成比0.2%）、仮退院が2,469人（同99.8%）となっている。

最近10年間の出院者の人員の推移は、第16表のとおりである。出院事由別の構成比を見ると、最近10年間で仮退院の比率が高い率で推移している。

第16表 出院者の人員の推移

区 分	平成20年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
人員	総数	4,033	3,892	3,912	3,625	3,440	3,437	3,126	2,879	2,750	2,475
	男	3,626	3,492	3,491	3,289	3,142	3,124	2,856	2,646	2,544	2,282
	女	407	400	421	336	298	313	270	233	206	193
人員	退院	39	23	29	24	19	9	4	8	7	6
	仮退院	3,994	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428	3,122	2,871	2,743	2,469
構成比	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	退院	1.0	0.6	0.7	0.7	0.6	0.3	0.1	0.3	0.3	0.2
	仮退院	99.0	99.4	99.3	99.3	99.4	99.7	99.9	99.7	99.7	99.8

（注）1 出院者とは、調査年において退院又は仮退院の事由により出院した者をいう（用語の解説参照）。

2 1表（17-00-01）参照

17 仮退院者の在院期間

平成29年における仮退院者のうち、SE・SA対象者の在院期間別人員及び構成比は、第17表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると、141～161日が45.5%と最も高く、次いで120～140日が41.6%、162～182日が9.4%の順となっている。

第17表 仮退院者（SE・SA対象者）の在院期間別人員及び構成比

区分	在院期間	総数	56日以下	57～77日	78～98日	99～119日	120～140日	141～161日	162～182日	183日以上
人員		435	-	5	1	2	181	198	41	7
構成比		100.0	-	1.1	0.2	0.5	41.6	45.5	9.4	1.6
		(100.0)	(-)	(1.4)	(0.8)	(0.2)	(37.5)	(47.5)	(9.5)	(3.1)

（注）1 （ ）内の数は、前年の構成比である。

2 37表（17-00-37）参照。

次に、SE・SA対象者以外の在院期間別人員及び構成比は、第18表のとおりである。在院期間別の構成比を見ると271～360日が50.5%と最も高く、次いで361～450日が35.7%の順となっており、前年同様の傾向にある。

第18表 仮退院者（SE・SA対象者以外）の在院期間別人員及び構成比

在院期間 区分	総数	180日 以下	181～ 270日	271～ 360日	361～ 450日	451～ 540日	541～ 630日	631～ 720日	721日 以上
人員	2,034	-	12	1,027	727	133	63	26	46
構成比 (前年の構成比)	100.0 (100.0)	- (0.0)	0.6 (0.6)	50.5 (51.3)	35.7 (34.5)	6.5 (7.0)	3.1 (3.3)	1.3 (1.1)	2.3 (2.2)

(注) 1 ()内の数は、前年の構成比である。

2 36表(17-00-36)参照

18 出院者の職業指導

平成29年における出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比は、第19表のとおりである。職業指導を受けた者は出院者の98.3%に当たる2,434人である。

次に、職業指導を受けた者(98.3%)について、その内訳を見ると、職業生活設計指導が46.3%と最も多く、次いで農園芸が17.0%、情報処理が7.7%の順となっている。

第19表 出院者の職業指導種目別実施人員及び構成比

種 目	人員	構成比
総 数	2,475	100.0 (100.0)
木 工	140	5.7 (4.9)
陶 芸	141	5.7 (4.5)
農 園 芸	420	17.0 (18.0)
溶 接	146	5.9 (6.8)
職業生活設計指導	1,145	46.3 (45.1)
自動車整備	7	0.3 (0.5)
情報処理	191	7.7 (9.3)
電気工事	14	0.6 (0.6)
土木・建築	56	2.3 (3.2)
手 芸	34	1.4 (1.0)
伝 統 工 芸	53	2.1 (1.1)
給排水設備	9	0.4 (0.2)
介護福祉	8	0.3 (0.5)
そ の 他	70	2.8 (2.7)
な し	41	1.7 (1.5)

(注) 1 職業指導を二以上受けた場合については、主要なもの一を計上した。

2 40表(17-00-40)参照

3 ()内の数は、前年の構成比である。

19 出院者の資格・免許

平成29年における出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比は、第20表のとおりである。職業指導に関連のある資格・免許を取得した者は、出院者の46.8%に当たる1,158人である。

次に、職業指導に関連のない資格・免許を取得した者は、出院者の50.5%に当たる1,249人である。いずれも前年の構成比（関連のある資格・免許45.9%、関連のない資格・免許50.5%）から大きな変化は見られない。

第20表 出院者の資格・免許種目別取得人員及び構成比

種 目	職業指導に関連のあるもの			職業指導に関連のないもの		
	人員	構成比		人員	構成比	
総数	2,475	100.0	(100.0)	2,475	100.0	(100.0)
溶接技能者	311	12.6	(13.1)	49	2.0	(2.8)
珠算検定	11	0.4	(0.2)	251	10.1	(11.0)
自動車整備士	4	0.2	(0.1)	-	-	(-)
情報・通信技術、OA機器操作関連資格	262	10.6	(9.8)	3	0.1	(0.2)
電気工事士	5	0.2	(0.3)	-	-	(-)
危険物取扱者	61	2.5	(1.7)	239	9.7	(9.8)
大型特殊自動車運転免許	51	2.1	(1.9)	10	0.4	(0.2)
販売・サービス関係資格	2	0.1	(0.0)	4	0.2	(0.4)
事務関係資格	9	0.4	(0.9)	5	0.2	(0.1)
消防設備士	1	0.0	(0.0)	-	-	(-)
介護職員初任者研修修了者	28	1.1	(1.3)	-	-	(-)
電気主任技術者	-	-	(-)	-	-	(-)
液化石油ガス設備士	1	0.0	(0.0)	-	-	(-)
配管技能士	5	0.2	(-)	1	0.0	(-)
造園技能士	-	-	(0.1)	-	-	(0.3)
建築大工技能士	4	0.2	(0.1)	-	-	(-)
その他	403	16.3	(16.1)	687	27.8	(25.8)
なし	1,317	53.2	(54.1)	1,226	49.5	(49.5)

(注) 1 資格・免許を二以上取得した場合は、そのうちの主要なものを計上した。

2 「職業指導に関連のないもの」の「その他」は、中学校卒業程度認定試験、高等学校卒業程度認定試験（一部科目合格）及び高等学校卒業程度認定試験（認定試験合格）を含む。

3 42表（17-00-42）及び43表（17-00-43）参照

4 ()内の数は、前年の構成比である。